

第四十五回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 三 三 号

昭和三十八年十二月十四日(土曜日) 午前十一時二十三分開議

出席委員

- 委員長 網島 正興君
- 理事 伊能繁次郎君 理事 辻 寛一君
- 理事 内藤 隆君 理事 永山 忠則君
- 理事 八田 貞義君 理事 石橋 政嗣君
- 理事 田口 誠治君 理事 山内 広君

出席政府委員

- 人事院総裁 佐藤 達夫君
- 人事院事務官(給与局長) 瀧本 忠男君
- 総理府事務官(内閣総理大臣官房公務員制度調査室長) 岡田 勝二君
- 防衛庁参事官(長官官房長) 三輪 良雄君
- 防衛庁参事官(人事庁参事官) 小幡 久男君
- 防衛施設庁長官 小野 裕君
- 大蔵政務次官 綱嶺 彌三君
- 大蔵政務次官 齋藤 邦吉君
- 大蔵事務官(主計局給与課長) 平井 迪郎君

出席国務大臣

- 国務大臣 大橋 武夫君
- 国務大臣 福田 篤泰君

出席政府委員

- 人事院事務官(給与局長) 瀧本 忠男君
- 総理府事務官(内閣総理大臣官房公務員制度調査室長) 岡田 勝二君
- 防衛庁参事官(長官官房長) 三輪 良雄君
- 防衛庁参事官(人事庁参事官) 小幡 久男君
- 防衛施設庁長官 小野 裕君
- 大蔵政務次官 綱嶺 彌三君
- 大蔵政務次官 齋藤 邦吉君
- 大蔵事務官(主計局給与課長) 平井 迪郎君

委員外の出席者

- 総理府事務官(統計局長) 小田原登志郎君
- 防衛庁事務官(防衛施設庁事務部長) 藤本 幹君
- 専門員 加藤 重喜君

十二月十四日

委員中垣國男君、渡辺栄一君、中村高一君、西村閑一君及び山下榮二君辞任につき、その補欠として浦野幸男君、坂村吉正君、阪上安太郎君、赤松勇君及び竹谷源太郎君が議長の指名で委員に選任された。

委員浦野幸男君、坂村吉正君、赤松勇君、阪上安太郎君及び竹谷源太郎君辞任につき、その補欠として中垣國男君、渡辺栄一君、西村閑一君、中村高一君及び山下榮二君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十三日

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(上村千一郎君紹介)(第一号)

- 同(上村千一郎君紹介)(第一〇号)
- 同(川野芳満君紹介)(第二一号)
- 同(小泉純也君紹介)(第二二号)
- 同(坂田道太君紹介)(第二三号)
- 同(武市恭信君紹介)(第一四号)
- 同(相川勝六君紹介)(第四二号)
- 同(黒金泰美君紹介)(第四三号)
- 同(齋藤邦吉君紹介)(第四四号)
- 同(田口長治郎君紹介)(第四五号)

- 同(西岡武夫君紹介)(第四六号)
- 同(白濱仁吉君紹介)(第四七号)
- 同(八木徹雄君紹介)(第四八号)
- 同(久保田豊君紹介)(第三号)
- 同(勝間田清一君紹介)(第二八号)
- 同(勝澤芳雄君紹介)(第二九号)
- 同(相川勝六君紹介)(第一五号)
- 同(今松治郎君紹介)(第一六号)
- 同(小泉純也君紹介)(第一七号)
- 同(高田富之君紹介)(第三〇号)
- 同(中村重光君紹介)(第五七号)
- 同(元南満州鉄道株式会社職員であった公務員等の恩給等通算に関する請願(砂原格君紹介)(第四九号)
- 同(同外十四件(田中龍夫君紹介)(第五〇号)

北海道開発局の職員定数増員に関する請願(山内広君紹介)(第五八号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
- 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○網島委員長 これより会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、右の三案を議題とし、質疑を続行いたします。

○山内委員 この特別国会は短期間でありまして、もう日にちが幾らもなくあります。大事な補正予算が出ておられますけれども、十分な審議のできないことを非常に残念に思っております。特にいま議題となりました公務員の給料の問題ですが、きのうも強く指摘されましたとおり、人事院勧告がなされまして、われわれも完全実施を願っておりますが、実施期の問題で完全実施を見ないことを非常に残念に思っております。人事院の勧告は、何も政府にだけ出されたのではなくて、国会に対してもなされたのでありますから、これが完全実施を見ないというところは、私も国会議員の責任であり、国会の責任なんです。そういう意味で非常に残念に思っております。特にこの実施時期の問題は、昨年度や同様に同様なケースの出ましたときに、給与担当の大臣である大橋大臣は、予想質問の答弁資料そのままを繰り出されて、しかも、その中には、実施しないことは、実施時期が勧告どおり五月になされないことは遺憾である、そのとおりやるように努力しますという同じ答弁をしておるのです。少しも具体性も持たないし、今回のきのうの答弁を見ましても、特別公務員並びに地方公務員を合わせると一千億にのぼる大きな予算措置をしなければならぬことと、もう一つは、四月に年度が更新されて、五月という予算の体系をくずす、そういう二つの理由をあげて、実施できない理由を言っておるわけですが、この次は、このとおり物価が上がっておりますから、より以上の高い勧告がなされるものと思っておりますけれども、同じように四月調査、五月実施ということになると、同じ回答で逃げ切られる、この点を私非常に残念に思っており、不安に思っております。大橋大臣は、この問題を来年度は完全実施するように努力するといふ意味の答弁をなされておられますが、具体的に、もう少し、こういうことをどういうふうにして、いまお話のありました答弁材料をくずすような案を考えているんだ、こういうことで、私も、なるほどそういう意味で大橋大臣が誠意をもってやるならばあるいは実行可能ではないかという、一つの安心できるめどを何か与えていただきたいと思う。どういふ具体案をお持ちになつておるか、まずお伺いしたい。

○大橋国務大臣 具体的ということになりますと、人事院の勧告をそれ自体が具体的なものでございまして、文字どおりこれをそのとおり実行するということが、当然目標に相なるもの

と思ひます。

○山内委員 いま答弁のありましたとおり、何ら具体性を持っておられない。それでは私のほうから具体的に伺ひたいと思ひます。

昨年この問題を取り上げたときに、私がこういう質問をしておられることをおそれ、確かに四月から年度更新で、五月から組みかえをやるということは、年度のほとんど全般にわたつての更正で、予算の体系をくずす、そういうことに對しては私は具体的な案を申し上げたはずであります。どうせ物価が上がつて公務員の給料の改定については勧告がなされるというところは、総理府の統計局でもいち早くわかつておられるので、そういう場合には、大體のめどをつけた概算額を予備費に組んで、それを組みに五百億なら五百億というものを組んで、この次に勧告が實際になされた場合、それとあわせて補正をやることは、予算額の金額も減らし、そういう意味でならば考えられる具体案ではないか、こういうことを私申し上げたのであります。ところが、大橋大臣はそれに対して、「いろいろ示唆に富むお話をいただいたのでございませうが、政府といたしまして、今後のこともございませうので、十分お話し合ふことも置きますが、今後いかにすれば五月実施が支障なく実現できるか、それらの措置につきましては、十分検討をいたすように考えたいと存じます。」という非常に明快な御答弁をいただいたわけでありませう。これに對してどういふ御研究をなされ、その結論は現在どういふふうにお出しになつておるか、その点について詳しく

御説明をいただきたいと思ひます。  
○大橋國務大臣 本年度の予算は、御承知のとおり、予備費を計上するということとは実現できなかったわけでありませう。

○山内委員 私の申し上げているのは、来年に對して——ことしできないのは、こういう形で出ていますから私も承知しておる。そういうことでもなく、もう来年度の予算編成はいまあなた方が作業を進められておるので、ですから、もし研究された結論が、そういう予備費に繰り入れてもやつたほうが便利だということならば、大臣は、それがはいまいろいろ交渉を進められて、来年度予算にはそういう手を打たれるのか打たれないのか、またあなたは、いままで御研究になつた結論が、どうあつて、どういふ検討をされて結論を出して、来年度ではどうされるのか。私は過ぎたことを申し上げておるのではない。そのことについて……  
○大橋國務大臣 従来からのこの問題に對しての経験から考えますと、来年度におきましても、予備費計上という措置をとることはむずかしいのではないかと思ひます。結局来年度におきましても、補正予算で措置されるという方法によることとなるものと考えませう。

おっしゃつておられるけれども、具体的にどうしてやりますか。予算額は非常に大きくなつてくる。地方公務員の給料も考へてやらなければならぬ。きのうの答弁では、はつきりそう言われておる。だから、そのことを解決するため、来年度の勧告はもうすでになつておるので、予備費を組んだらどうですか。むしろ、こつちであなたの方に研究の資料を、やり方を知らせるといふと語弊がありますけれども、協力申し上げて、あなたが完全実施の責任でない、劈頭に申し上げたとおり、国会にも出された人事院の勧告でありますから、私もあなたの方とよく話し合ひを進めて、完全実施のできるような方途をまじめに考へる。その結論が、私としてはこういう方法もあるのではないかと、これを申し上げておる。研究されないならさうなかつた、これからやりますと、もう少し誠意のある答弁をいただきたい。  
○大橋國務大臣 ちょうど予算の編成期にございませうから、さうな問題を十分検討いたしますが、一体そういう費用が性質的に見て予備費というふうな扱いをすべきかどうか、この点にもいろいろ問題があるわけでございます。むしろ、さうなれば、ある程度用途が予想されておるのでありますから、やかましく議論をしだせば、むしろ予算の費目としては、俸給のほうに、人件費のほうに直接見積もるといふことのほうが、理屈としては合つたんじゃないかと思ひます。しかし、これは予算編成の基本的な考え方にもよるわけでございますので、今後十分話し

し合ひはいたすべきでございます。お話をいたしました。それから金額の見積もりがなく、予備費の形においても計上できず、結局補正予算で実施をするというたてまえに相なつた場合におきまして、とにかく人事院の勧告が五月実施でありますならば、五月実施を目標として補正予算を組むようにすべきものがたてまえ、かように考へておるわけでございます。今年度の補正予算並びにこの実施方針を決定するにあたりまして、いろいろ閣議でも検討を加えられたのでございませうが、来年度におきましては、できるだけ実施できるように考へよう、さういふような考へのもとに、一応今年度のところは提案のような趣旨に決定をいたしました次第でございます。来年度も本年の例に基づいて同じような扱いをするということは、閣議の席上におきましてさういふ考へ方はとらなないといふことをはつきり話し合つております。

○山内委員 予備費繰り入れが困難であれば補正予算で補う、これは当然のことなもので、さうできればこれは一番いいことなんでしょう。ところが、きのうの御答弁にもありましたとおり、四月に始まる年度の一月を過ぎて翌月から増額するというのは、予算の体系をくずしたくない、そういうことは困難だといふことはどうして解決されますか、かりに額の問題は補正予算でお組みになつて、政府がやる気になれば、多少の時日のずれは、おくれで支給されても、それは完全実施してくれれば喜ぶと思つたわけです。けれども、法の体系をくずすといふような問題があるから、それで研究してくれ。それからいまだお話をいたしました、それくらいならば本俸から繰り入れるように予算を初めから更新したほうがいい。それができるならこんないいことはない。だから、予備費に繰り入れられない理由がどこにあるのか。なるほど予備費の性質というものは、コレがはやつたからそれに使つて、いろいろ使途といふものは私も承知しておるので、さういふことも一つの手法でないのか。これはどうしても給料はさういふことができないというなら、初めからさういふことを主張しない。もう一べんこの問題は身を入れてひとつ研究していただきたいと思つた。

それから次にもう一つ、それではその問題はそれくらいにして、これは大橋大臣にお聞きするのはいかがでしょうか。さういふことは、今度通常国会が二十日から持たれることになりませうけれども、第二次補正予算は政府としてお組みになるのかならないのか。私としては組まざるを得ないと思つておるのですが、その点のお見通しはどうですか。これは給与問題ばかりでなく、一般論を申し上げておるわけでも、もっと具体的に、落とし穴があると思つて警戒されるといけないから、お尋ねする理由を申し上げます。いま数字を書いたのをちょっと持つてきませんでした。昨年補正予算を一千四、五百億、一次、二次二回にわたつて組んでおる。それで、今度第二次の補正予算を来年組むことになりませう、それがさういふ、いまあなたが持つてる完全実施をする、政府が持つた五カ月分、これを補正するチャンス

が、その場合にあるという見解を私は持っているわけなんです。今回の国会は、残念ながらきょうおそく予算は上がるでしょう。ですから、こちらの法案をどういじろうとも、予算をいじる余地がないから、私も残念ながらある程度引き下がるを得なくなっているのですが、第二次補正予算を組む機会があれば、そのときは補正することができるとは、そのことについてお見通しを聞いています。

○大橋国務大臣 大蔵大臣にはっきりしたことを伺わなければ正確なお答えはできませんが、ただいままでのところでは、第二次補正予算については、まだ何にも私といたしましては承知いたしておりません。

○山内委員 そういふ御答弁だとうちは私も予想しておりますが、それは、そういう第二次補正の機会があったら、この五月のずれた分を補正するという意味で、その機会をとらえて大臣は、完全実施のチャンスとして、そのときにこの補正で、たとえば期末手当を上げるとか、あるいはいろいろの方法があると思う。それはあなたのほうでそれに見合うだけの処置を講ずれば、その手段についてはおまかせしますけれども、そういう誠意を持っておやりになるならば、そこまで大臣は踏み切ってお考えがあるかどうか、その点をひとつ……。

○大橋国務大臣 この問題は、多数公務員の方々の収入に直接関係のある問題でございます。正確なお答えをいたす必要があると存じますので、はつきり申し上げておきますが、かりに今年第二次補正予算の機会があると

いたしましたとしても、今年の人事院勧告のベースアップ問題についての処理といたしましては、政府はただいまの提案をもつて、今年度内の問題はこれで一応終わつたという考え方で進んでおるわけでございます。

○山内委員 はなはだ残念な回答をいただいたと私思うのです。きのうも非常低姿勢で、完全実施するのは責任があるからやるといってお答えですけれども、そういう機会があつてもそれとらえようとしない給与担当の大臣の責任については、私非常に残念に思うわけですが、しかも、おそく、この第一次補正、第二次補正を見ましても、どこに財源を求めるといふと、これは租税の自然増収と印紙収入に求めることにきまつておるのです。ですから、政府が財源がないから完全実施できないという口実にはこれはならないのだ。私これは断言します。第二次補正予算は必ず出してくる。その財源は、租税の伸びと印紙税の収入の伸び、これを当て込んでちゃんと出してくる。財源は隠されておる。あとでもう一べんこの隠し財源の問題を申し上げますけれども、これは要するに政府の誠意の問題です。こういう自然増収というものは見積もれるということがはつきりしたら、大臣、もう一べんひとつあなた自身の責任を——政府の關係であると同時に、私も国会も完全実施をする責任があるのですから、そういう意味で、もう一べんこれについての回答をいただきたい。

○大橋国務大臣 この問題につきましまして、今回の第一次補正予算の決定に際しまして、今年度内の取り扱いは決ましまして、終局的な態度をすでに決

定をいたしました。かような決定になつたというところは、まことに私も微力ですが、申しわけないと思っておりますが、まだ遺憾千万であつたとは思つておりませぬけれども、一応政府といたしましては、この問題については最終的な処理を決定したという考えでございます。今年度内にあらためてこの問題を政府部内で蒸し返すということとは、ちよつと適當でないという見通しでございます。

○山内委員 政府はいま言つたような方針をきめられておるかもしれませんが、けれども、私も国会側としては、あくまでもあらゆるチャンスをとらえてこの人事院勧告、これは議長に対しては当然果たす義務があるのです。そこで、私は、希望として大臣に申し上げておきたいのですが、かりにこれは一歩下がつて、五月完全実施でなくとも、この勧告のなされた八月、この時期ぐらいのさかのぼつた補正というものは、第二次の機会があつたらやるべきだと思つておる。これは政府の決定は一応そういうことをなされておるかもしれないけれども、あとから明らかにしたいと思つておるけれども、最近非常に急激な物価上昇が、消費物価については特に値上がりしていること、総理も認めておる。これは四月で民間との格差を補正して今度は出されたい勧告でございます。その後急に、消費物価が上がり、俸給取りは困つておるにきまつておるのです。最近たくさん寄せられておる給与の明細書も、おそく大臣もごらんになつたと思つておる。人事院総裁もごらんになつておると思つておる。まあ全部はできないけれども、せめて勧告された八月からさかのぼつて八、九、この二カ月分くらいは、第二次補正の際に当然、もう税の自然増収というものは見込まれるので、財源をそこに求めて、必ずこれくらいのことにはやるように努力します。その誠意のあるところは、私は示していただきたい。そうでなかつたら、何のために窓口をあなただけに置いて、給与専門の担当をやらしておるのですか。大蔵省に負けて、そうして自分の責任を果たさないという手はないのです。その点についても、あなたの個人的な考え方、担当大臣としての誠意のある考え方をひとつ出してもらいたい。

○大橋国務大臣 実は、今度の決定に先立ちまして、私も、せめて八月ないし九月まで遡及して実施するといふ案につきましても、部内において極力折衝をいたしたわけでございます。しかしながら、何ぶん閣議の意向といたしまして、結局、提案したような決定に相なつたわけでありまして、私も、ひとまずそれをやむを得ないと考えまして了承をいたしております。立場から、この問題を今年度内において重ねて蒸し返すということは困難かと存じます。

○山内委員 そういふふうには大臣が言いつつてしまつと、もうあとは給与担当の大臣をかわつていただくくらい考えてもらわなければ、これは自民党の皆さんだって、国会が侮辱されたやうなもので、人事院勧告をわざわざ私ども受けておりながら、それが完全にできないのですから、私は、大橋さんを悪く言つたことはない、前は非常にほめたのですが、今回のやり方は私はあ

まりほめられない。財源だつて、今度の補正は二百六十一億六千九百万円で、これは六月分ですから、こちらは五月分ですから、これに下回るもの予算措置をすればいいのであつて、おそく第二次補正予算というものは、まあ私はしつとでそういう計数には明らかないけれども、前の例から見ても、おそく数百億の補正予算が出てくるわけですから、ひとつ大臣もこの点は頭に置かれて、もう少し誠意のある解決をこの際そういうチャンスにやっていたらいいと思つておる。これは私希望を申し上げておきます。

その問題はそれくらいにいたしまして、今度とられた予算措置の問題ですが、今度の補正予算の關係で、所要額は御承知のとおり二百八十一億二千五百万になつておりますが、このうちに不用額となつた十九億五千六百万円を財源に一応充てておるわけですが、これはこの前のときも、私は、はなはだ不愉快な補正である、この分は定員を欠員のままに仕事をさしたり、予算定員で出た不用額がおもなものだと思つておる。こういう人件費で、しかもそれだけ公務員の方々が定員が少ないまま働いたのだから、会社ならボーナスで当然くれる性格のもので、ただ、公務員であるためにそういうことができないから、せめてこういうものを財源に充てて、若干でも期末手当をもう少し上回るものにしたらいし、またそういう性格のものだということ、この前申し上げたはずなんです。今回もまたこれを不用額として落としておるわけですが、こういうところをき

めこまかい配慮をすれば、給与担当の

大臣としても、全額五カ月分の完全実施はできなくても、せめて一カ月——これは半分以上の財源で、あとほんの十億か何億見ればいいのですから、ないという事は言えないと思うのです。かりに一カ月を繰り上げて九月実施にする場合、非常にいい財源じゃありませんか。これはどういうお考えでこういうことをやるのか、もう一ぺんこれは大蔵省のほうからもお聞きしておきたい。

○平井(通)政府委員 たいま御質問のありました点は、給与財源の所要額に対して約十九億の不用額を差っ引いて予算に計上しているという点についてどう考えるかという御質問であったと思いますが、現在の給与法定主義のためまえからいたしますと、給与予算額は、それぞれ法律上の義務に基づいて各公務員に対して支払われるものに対して、一応予算定員で計上いたしておることは、御承知のとおりであります。ただ、実際の問題といたしまして、各省庁においてははるる程度摩擦的な欠員というものは当然起こってまいります。過去の例に見て明らかでございますが、たとえば教員等についても必ずしも充足されないというふうな面もございますので、起こらざるを得ないわけでございます。ただ、このような場合におきましては、当然財源的に見ますと、先生御指摘のように、不用額にならざるを得ないわけでございます。私も予算をあくまでものりとしたしまして、そういった不用額がございまして、一方で法律上の義務的な所要額が生じた場合に、おいては、当然それを差し引きして予算に計上するのは、予算のためまえと

してはやむを得ないことであろうというふうな考え次第でございます。○山内委員 これは政治的判斷と政治的配慮によつてなされることで、大蔵省のお役人の立場とすれば、私はそれより回答が出ないと思うのです。ですから、これは大臣のほうに、こういうものは性格から見て財源としてあるのだ、しかも、これは初め組んだ額の何%落とすという、このパーセントはどれぐらいに見ておるのですか。あるいは月々の累算によつて十九億というのが出るのですか。もし月々の累算であれば、これは何月から何月分に該当するのですか。

○平井(通)政府委員 今回の所要額から実際の予算計上額をはき出します過程におきましては、各省に対して照会をいたしております。予算の実行上も、一応定員によつて計上されました予算で、各省がこれを新たに人員の増加なりあるいは欠員の補充なりをやってまいります過程におきまして、昭和三十八年度の予算におきまして、昭和三十八年度の予算におきましても、たとえば大蔵省で決定のございました時期をとりまして、各省庁としても大体の見通しがつくわけでございます。その場合におきましては、あるいは先生のおっしゃる通りに月割りというふうな形もあるかもしれませんが、大ざっぱな感じから申しますならば、大体欠員の見通しがこれくらいになるというものが大勢であろうかと思つております。このような欠員の見通しを各省庁からとりまして、各省庁としてそれぞれ積算された不用額を私どもとして計上いたしたわけでございます。○山内委員 これは大蔵大臣にちょっと御注意申し上げておきますけれども

も、毎年この不用額というのは、一〇%ぐらいになりませんか見ておるわけですか。そうすると、当初年度予算の劈頭に組んでおいて、そしてこれはもう初めから隠し財源として見積もれるものなんでしょう。だから、新たに給与を改定して増額になって、予算をふくらすときに、予算の体系をくずすから困難だという御答弁があるけれども、こういう財源を求めてよそに使うときには、全期間にわたってちゃんと初めから予想の立つものを組んでおるのですよ。こういうことは私はおかしいと思う。出づものについては抑制しておる。入ってくるの見積もれるものは、初めからもうわかっているながら、予算を組んで不用額にして毎年落とすとして、そこに財源を求めておる。そしていかにもこの公務員のベースアップの要求が、金がない、金がないという印象を与えて、不用額までへずつたような印象を与えなければならない、もうこういうものは初めからわかっている、不用額で計上できる額なんです。これについての御返事をいただきたい。

○平井(通)政府委員 私の答弁が少し不足しておりましたので、補足させていただきます。現在の人員費予算の積算は、定員定額主義という考え方で組んでおるわけでございます。このようなたまごえをとりまして御指摘のありまして、確かにたまたま御指摘のありまして、たまたま不足の事案でございます。したがって、予算のためまえとして、むしろ実額主義で組むべきだという議論もかなり強いわけでございます。ただ、各省庁のほうのお立場から

いたしたとしても、実額主義で組みまして、あとで充足率によつてこれを變えてまいるという事は、非常に技術的にもやっかいな問題が生ずるわけでございます。現在のところやむを得ないかっこうとして組んでおる。ただ、あるべき姿としては、次第に実員実額主義の方向に進むべきであり、また防衛庁等につきましては、現に予算計上にあたりまして、ある程度充足率等も勘案された金額で人員費を計上しておるわけでございます。

○山内委員 これは大臣がその気にならないと、いまの法理論だけではきまらない問題ですから、あとでまた大臣に、こういうことも委員会で指摘があったということでもひとつ御研究いただきたい。

いまの大蔵省の答弁の中で、防衛庁だけは別に予算を計上せざるを得なくなった、こういうふうな意味ですか。それはどういふことですか。

○平井(通)政府委員 ちよつと私の答弁を誤解されたようでございますが、防衛庁等につきましては、御承知のように、たとえば陸上自衛隊の充足率というものは必ずしも高いものではございません。したがって、先ほど申し上げた摩擦的な欠員というよりは、かなり高いわけでございます。したがって、当初予算におきましては、必ずしも定員ではなくて、ある程度の実額の充足率を勘案した金額を計上しておる、こういう言い方をいたしたわけでございます。

○山内委員 そうすると、こういうことですか。防衛庁に対しては欠員が、初めから大幅に何万人といううなかな探用不可能な線があるので、それだけ予算を落とすとしておる。ところが、今度充足されたために、それだけプラスして出した、こういう御回答ですか。

○平井(通)政府委員 そういう意味ではございませぬので、先ほど一般的に定員定額主義で組みます場合に、その例外としてそういう充足率を持った予算の計上をいたしたかたをしておるということでございます。

○山内委員 そうしますと、防衛庁の職員は約六十億の予算ですね。しかし、今度の補正でもって所要額は五十七億でしよう。そうすると、防衛庁だけでは不用額でなくて別に計上せざるを得ないということ、私の聞くのと同じじゃないですか。

○平井(通)政府委員 結果的に見まして、そういう問題もございました。ただ、私どもが最初答弁申し上げました点は、たまたまとして定員定額主義によらなかつたケースがあるという意味で申し上げたわけでございます。

○山内委員 定員定額によらないのは防衛庁だけですか。

○平井(通)政府委員 現在までのところでは、目立ってそういう事態が起こっておりましては防衛庁でございます。防衛庁だけでございまして、今後の問題といたしましては、そういう事態がかなり広範に起こりますならば、そういうことも考えていかなければならぬであろうというふうに考えております。

○山内委員 ではその不用額について問題はそれくらいにしまして、あと人事院が私どもに示された資料の中の生計費の問題で、少しお尋ねしておきたい。

これはこの前も同じケースで出たの

ですが、東京都の人事委員会が東京都知事並びに都議会に出した独身男子の標準生計費と、それから人事院がお出しになったもの、これも同じ東京都の調査であります。しかし、片方は四月で、東京都のほうは五月と、たしかそういうことで一月のずれがあることは私も承知しておりますけれども、わずかに十八歳の独身男子、今度一万二千五百円ですが、その中で千三百円の差を生じておる。一割以上である。これはどうしても算出の方法に合点がいかないのですが、なぜこういう差ができたのか、その点の理由をお聞きしたい。

○佐藤(達)政府委員 ます、私からお答えさせていただきますが、これは御指摘のように従来から東京都もやっておりますし、人事院もやっておりますが、ふしぎなことに一致したためがないという意味で、たびたびいま御指摘のようなことが出ておるわけでございます。私どもは、御承知のように、総理府の統計局の家計調査、それから厚生省の栄養調査というものを基礎にいたしまして、従来一貫した一定の方式で適正な額を算定しておるわけでありまして、これに万々間違いがあるとすれば、これは思っておられません。しかしながら、違いがあるということとは事実でありますから、できるだけ調べはしております。また、われわれの算定が間違っておるために公務員諸君にたいへんな御迷惑をかけ、不利益を与えたとということになりますと、これはたいへんな責任でございますから、そういう意味も含めまして検討してまいっておりますけれども、ただいま御指摘の人事院は四月、向こうは五

月というようになことが、一つの明確な出発点の違いでございますが、その他の点につきましては、やはり東京都は東京都でまた別の給与体系を持つておりますから、あるいはそういう関係からきた格差ではないかというふうに感じております。要するに、そういう意味で、これを他山の石として常に人事院の調査の適正ということについて反省は加えておられますけれども、今日までの検討の結果においては、わが方の調査が誤りであるというふうな結論は得ておりません。

○山内委員 これはどちらもマーケット・バスケット法によって、非常に詳細な消費物価の体系をとっておりますから、人事院でとりになったのと、都の人事委員会との、どういふ点で差が出たかということはおそらく御調査になって、おわかりになっておるとだと思つた。ただ、私ここにふしぎに思ふことは、雑費の場合、前回もそうでしたが、これは二度目ですが、雑費に非常な差があるということ、雑費の定義といふ点にあると思つたのですか、そういう点にあると思つたのですか、雑費の内容をもう一度明らかにしてもらいたい。

○瀧本政府委員 たいま東京都と人事院の標準生計費が違うのではないかと御指摘でございます。ただいま総括的に総裁からお答え申したとおりでございますが、御承知のように、標準生計費の算定は、人事院におきましては、食料費はマーケット・バスケットという方法でやっております。それからそのほかの住居・光熱費・被服費・雑費等につきましては、総理府統計局の生計費調査をもとにいたしまして、

いわゆる換算乗数方式というもので人事院はやっております。この換算乗数方式というものにつきましては、かねて御議論があるところではございますが、人事院は人事院の考えによつてやっていると御指摘でございます。したがういまして、その計算方式の結果、われわれのほうは雑費につきましては三千六百四十円、東京都は四千二百九十円という数字になっております。しかしながら、これは算定方法につきまして、人事院が人事院のやり方を一応考えているということでございます。

そこで、どうしてこういうふうになるかと人事院と違うのかというお話でございますが、これを各都道府県の人事委員会がおつくりになる標準生計費について見ましても、これは人事院と合っているというところはございません。どうもいろいろ原因等につきまして申し上げにくい面も多々ありますが、人事院は八月にこの計算をいたしたのであります。各都道府県におきましてはおむね十一月から十二月ごろに報告をいたしますので、人事院の標準生計費を見たと御計算になるといふ事情もございまして、それからまた、都道府県によりましては、国家公務員の給与の基準によられることが通常でありますけれども、特に不交付団体等におきましては、国家公務員よりも上回った給与水準のところがあるのをごいいます。

そういうところにおきましては、たとえば高等学校の卒業生、われわれのほうで言えば、いわゆる初級職試験に合格いたしました者の初任給でございますが、そういうものが、不交付団体のあるものにつきましては国家公務員の

水準より上回っているものがございます。そういうところにおきましては、やはりそういうところと話のつじつまを合わせるというような御見解もあるのではなからうか、これは想像でありませぬけれども、そういうことではないかと御計算になっておる結果、いろいろ違いが出てくるのではなからうか、このように考えておる次第であります。

○山内委員 私は、この生計費がまちまちであるというところから、二つの問題を実は考えさせられておるのであります。一つは、各都道府県の人事委員会がこういうやり方でやっていると、国家公務員と地方公務員との給料の格差の問題が一つ大きな問題になりやせぬか、この点が一点。

もう一つは、東京の場合、かりにどちらよりも正しい資料に基づき、計算の基礎でやると、一割こえるだけの格差が出るということは、こういう資料をあなた方から寄せられた場合に、これの信憑性という問題、一体こんなに差があつていいのか、信頼していいのか、あるいは正しいという前提に立てば、四月と五月の一月の間に一割も消費物価が上がつてしまつた、こういう問題も出てくるわけであらうか、歩み寄つたことか、どちらにも自主性を持っておやりになつておるわけですから、どちらがいい、悪いということでもなく、もっと近づいた計算が出てくるのがほんとうではないか、同じ東京都なんですから、しかも十八歳の独身男子という、そういう生活が複雑なわけでもなし、単純な一人者の生活費がこんなに差が生ずるとい

のは、どうもちょっと私合点がいかないのですが、今度こういうものの計算をどうおやりになるのか、このままで推し進めていくのか、その点をちょっとお聞きしたい。

○瀧本政府委員 人事院の標準生計費につきましては、これはまあいろいろ御批判もございまして、したがういまして、それに対してわれわれも絶えず反省をいたしておるのでありますけれども、現在の方式といたしましては、大かた人事院方式が間違つていない、現在はそのように考えております。しかしながら、部分的に改善する必要があるというように考えられますときに、今後前向きな姿勢でこれは考えていかなければならぬことは当然であるというふうには思ひます。まあしかし、先ほど御指摘のように、東京都と人事院、国家公務員とこれほど違つたはおかしいじやないか、われわれもそのように思ひます。これはやはり現在の状況におきまして、各都道府県はそれぞれ自治体でございまして、それぞれ自分のところの自主性に基づいておやりになるという一つの面があるわけでございます。人事院が全国的にこれを各都道府県を国家公務員と同様に統制するということは、事実上できないのであります。そういうことの結果、先ほど申し上げましたように、ある都道府県におきましては、国家公務員より高い給与水準を現におきまなつておるところがあるのではありません。このことは、標準生計費とも関係があるかもしれませんが、それより先行してそういう問題がある。これはまあ全国的に見ました場合には、必ずしも適当な方法とも思はない節があるの

でございますけれども、現実の状況はそういうことでございます。しかし、われわれのほうといたしましては、八等級二号俸というものが、いわゆる高等学校を卒業いたしました初級職試験合格者の初任給でありまして、おおむねの府県は、大体国家公務員に準じてやっておりますのでありまして、その十八歳の標準生計費を東京で計算いたしました——東京というのは、これは全国平均よりは若干高目に出る数字なんでありまして、そういう東京で計算いたしましたして、これをささえの柱にしておる、こういう状況でございます。今後におきましても、研究はもろろんしてまいるつもりでございますけれども、おおむね大体の方針、大体のところといたしましては、現在人事院がやっておるところがよろしいのではないかと、このように考えております。

○山内委員 その問題は、まあ議論をしますと時間がかかりますし、また目をあらためてよくひとつ検討の機会を持ちたいと思っております。いまちょっとお話の出ました一万二千四百円というのは、八等級の二号俸である。ところが、これは行政職員俸給表の第一表には、その前に一万二千四百に満たない一号俸の人があつたわけですね。それから行(白)のほうの表を見まするといふと、これまたちょうど五号俸と六号俸の間が一万二千四百円になるわけですね。そうしますと、この五階級の人というものは、この標準生計費に満たない人がたくさんあるわけですね。この考え方は、どういふ考え方でこの決定をされたのですか。

○浦本政府委員 行(白)の場合について申し上げますならば、これはいわゆる試験によりまして公務員に採用されるということがたてまえてございます。しかし、実際問題といたしましては、試験に合格しない場合でもとらなければならぬというような場合もたまにはあり得るのであります。したがって、原則として、国家公務員に採用いたします場合には、いわゆる人事院の採用試験に合格いたしました者を採用するということになりまして、これは一番下のところを申し上げますと、新制高等学校卒業ということになりますのであります。年齢にいたしますと十八歳、いわゆる成人ということになるのでございます。そこで、成人でありますので、男子十八歳程度、これは高校卒といふところを目標にいたしまして、その採用いたします場合の等級号俸は八等級二号俸でございますので、八等級二号俸に対してそういうことを突っかい俸にいたそう、こういう趣旨であります。行(白)の八等級一号といふのは、試験採用によらないで入つてまいりました場合の初任給、これはやはり試験採用とそうでない方法で公務員となりましたときに、そこに格差があるといふことは当然でございますので、またそれは原則から申し上げますと、多少例外的なことでもございまして、これは一号下に八等級一号俸、いわゆる標準生計費に満たない数字になるわけでありまして、また、行(白)の俸給表について申し上げますと、五等級の一号から五等級の三号といふところが中学卒の人が入つてくる。これはおおむね十五歳程度の年齢でございますが、そういう人に対応いたします俸給金額、したがって、これはいわゆる行政(白)の八等級二号俸

の金額とのバランスでその辺はきめてございます。しかし、八等級二号俸といふ金額は、いわゆる高等学校卒の人の初任給であります。われわれ別途高等学校卒の初任給を民間給与調査で調べましたものよりも、標準生計費で突っかい俸をいたしますために、おおむね千円程度の数字は高くなつております。その効果はやはり八等級初号にももちろん及んでおりますし、当然行(白)の俸給表も行(白)の俸給表と関連を持って作成してございますので、その効果は行(白)の俸給表の五等級にも及んでおる、こういうことに考えております。

○山内委員 こういう俸給表をつくつた趣旨はわかるのですが、十八歳の男子の生計費で一万二千四百円といふものが出ましたね。それがかりに年が一つ若いから、二つ若いからといって、これより安いのでは、食つてもいけないし、やつてもいけないでしょう。だから、こういうことでランクを四つも五つも行(白)の場合につくるといふことは、私はおかしいと思つております。ただ試験を受ける資格のない人だから、その人が資格を持つまで一万二千四百円に置いて、三年なら三年つとめたそのときに、これ以上の昇給の資格を与えるというなら私はわかる。資格がないからといって無理して、これだけ生きるために必要だといふものの以下のものまでつくつて、それに当てるはめるといふたら、これはどうして暮らしていけますか。生きていけますか。やはりこういうものは、最初の一号俸といふものを一万二千四百円なら一万二千四百円に置いて、そういう資格ができたなら昇給させていくといふのならわかるのです。公務員で

すから、それだけ勉強してやるとか、あるいは小学校を出てその受験の資格がなかったら、何年か据え置いて、それから上げていく、やはり最初の振り出しといふものは、人間として生きるだけのものから振り出しにしていくといふ考え方がなかつたら——十八歳、十七歳、十六歳、十五歳で生計費にどれだけの差が出てきますか。理論的な根拠はないでしょう。かえって若い人ほどたくさん食うし、食料費なんかもつかかると私は思う。これは大臣どうですか。こういう考え方はもう少し基本的に改められたらどうですか。

○大橋國務大臣 十分に今後とも人事院に御研究をお願いしたいと思います。

○山内委員 人事院総裁、これに対するお考え方はどうですか。

○佐藤(達)政府委員 いまさら申し上げるまでもございませぬけれども、私どもの根本のたてまは、官民給与の比較といふことを基本に置いておられます。公務員の場合の出方によつては、公務員の場合においてもやむを得ざる数字が出てくることもあり得るわけでありまして、しかし、その一つの境として、ただいま申し上げましたように、高校卒の十八歳といふところで、いわばこ入れの意味で生計費を取り入れて、ただいま給与局長が申し上げましたように、その結果、民間の平均初任給よりも実は千円こつちのほうが高くなつたといふことで、それがまたおのずからその周辺に波及してプラスを及ぼしているといふようなところで満足せざるを得ないと、われわれのいわゆる合理的、理論的と申しますか、そういう立場から申しますと、申

上げざるを得ない。十五歳程度になりますと、これはまた親がかりの人がいるとかおらぬとか、いろいろな他の要素が入つてまいりまして、なかなかむずかしいことにもなると思つております。

○山内委員 それもあまり議論をしておりますと時間がなくなりますから……

総理府の統計局の担当がおられたら、お聞きしておきたいのです。いろいろ最近の消費物価の値上がり問題になつておるわけですが、人事院の報告の資料によりますと、これは四月の調査ですが、昨年比べて一四・一%、千五百四十円の増高を要旨の中にうたつておるわけですね。ところが、四月のこの時期はずして、消費者物価の最近の値上がり、これを総理府統計局はどういふふうにおつかみになつておるのか、その点ひとつ発表していただきたい。

○小田原説明員 統計局で発表いたしましたおろし消費物価指数は、一番新しいもので十一月まで計算をいたしております。それによりますと、昭和三十五年を一〇〇とした十一月の指数が一二・七、こういう数字でございまして、いま申しましたのは東京の指数でございまして、そういたしますと、たとえれば昨年の十二月と比べてみると、六・九ほどの上昇率といふことになつております。

○山内委員 私の求めているのは、人事院の報告は四月でなされておるわけですね。ですから、その以前のこととは資料の中にもあるからよろしいが、最近非常に消費物価が高騰しているといふことは、新聞が報道し、われわれも始終聞かされておる。四月以降この

十一月まで幾ら上がっているか、こういうことをお聞きしておるのです。

○小田原説明員 たいまお話がありましたことですが、四月の東京の総合指数は二〇・五、十一月がたまたま申し上げましたように二二・七となっており、この間にどれくらいの上昇か、ちよつといま計算をさせていただきます。

○山内委員 おかしいじゃないですか。一二・五と一二・七じゃ、二上がっておるだけです。どういふわけです。ちよつとそれは数字が違いませんか。それじゃほとんど上がっていないことになりすよ。もっと上がっているでしょう。

○小田原説明員 たいまのは、四月と十一月を比較いたします場合に、両方の比を見るわけであり、そういう計算を簡単にいたしますと、東京都ではやはり四月から十一月まで一・八の上昇になっております。

○山内委員 その一・八というのは、パーセントですか、一割八分ですか。

○小田原説明員 一・八%です。

○山内委員 私は、こういう数字を、実はこれはある新聞から押えたので、三十七年の四月を二〇〇として、この十一月になると、九・八で、もう昨年の四月から見ると一割の上昇をおる。これが正しいか正しくないか。これから議論をしていく上に、あなた方の数字と合っておればいいし、合わないければまたそれを検討して、給料の問題ですから、慎重を期してお尋ねしておる。この点、私の申し上げたことに誤りがありますか。大体その

辺で合致しておれば、それで話したいと思ひます。

○小田原説明員 たいま申し上げましたのは、四月の指数がこれこれ、十一月の指数がこれこれ、この間の伸びがこの程度になるということをし上げたのであります。

○山内委員 どうも私もたよりないけれども、総理府の統計局の返答もあまりたよりないので、あとはひとつ、時間も過ぎておるから、結論のほうのお話を少し申し上げて——私ども、この俸給に対する考え方、特に国家公務員は国民の奉仕者としていろいろ義務を負わされている関係が強いのですから、待遇の問題には十分に気をつけながら、体面を維持し、また喜んで業務に専念できるような体系をつくつてやる責任はお互いにあると思うのです。そういうことで、政府の考え方と私どもの見解との相違を若干申し上げ、大臣の見解をお聞きしておきたいと思ひます。

池田総理は、非常に最近賃金が上がっている、そういうことで、低賃金国ではもうなくなつたという考え方を国会答弁でもされておる。そういう点を非常に強調されておるわけですが、そこが、今度私どもの立場にすると、そうではなく、非常に物価のほうが上がって、生活に困つておるといふ逆な見方をしておる。この食い違いが一体どこから出てきておるのか。この点は、基本的な考え方ですから、非常に大事だと思ひます。そこで私、大臣にお聞きしておきたいと思ひますが、私どもは確かに日本の経済は伸びたこととは否定しておらないわけですが、けれども、これは大企業がほとんど

伸びていったのであつて、首相の言われる国民の総所得と個人の所得との考え方の差に問題が生じておると思ひます。それで最近、こういう経済の成長をはかるために、非常に行き過ぎた設備投資を行つたという見解を私どもは持つておられます。経済の伸びと個人生活とのアンバランスがいま非常に生じておる、こういうことで非常に問題になっておるわけでは。

それで、大臣にまず一点先にお聞きしておきたいことは、これは公務員の給与ばかりではなく、一般の給与の動向についてお尋ねしておるわけですが、一体私どもの個人所得と国の経済の伸びとのアンバランスの問題をどういふふうにお考えになっておるのか、その点をちよつとお聞きしておきたい。

○大橋国務大臣 個人所得のふえませうためには、経済成長が前提にならなければならぬということは申すまでもないのであります。ただ、経済の成長にいろいろ波がございますし、また、その経済の成長が個人の所得に影響するまでの事情にもいろいろそのときどきの違いがありますから、ときとして、経済成長と個人所得の均衡が必ずしもとれないというふうな場合もなきにしもあらずと考へます。これらの場合におきまして、個人生活に対する圧迫をできるだけ政府として除去して、いかにして常に経済成長の伸びが個人生活の伸びにマッチしていきまうように留意すべきはもちろんであらうと存じますが、しかし、そのときどきのアンバランスにもかかわらず、結局においてやはりこの両者は相伴うものだから、かように考へておられます。

○山内委員 これはこの議場であまり立ち入った議論をすることではないと思ひますから、私どもも、これから通常国会を持たれ、この問題も取り上げられると思ひますが、ぜひ申し上げておきたいと思ひます。ああいう敗戦で、私ども戦前から比べますと実質賃金は非常に落ちたわけですが、私ちよつといま資料を持つておられます。私ちよつとも、昭和二十年の十二月あたりのピークのときは、戦前に比べて一〇%くらいまで落ちたかと思ひます。それが約二十年近くたつてだんだん回復して、戦前の五〇%くらいに回復して、戦前と比べて池田さんの言うような個人消費がふえたなというものは全くうそでありまして、むしろ、個人の消費というものは最近減つておるのです。そういう点を明らかにしながら、この俸給の問題全般をひとつながりながら、その中に占める公務員の俸給というものもどうあるべきかというところで、この次の通常国会では十分の機会を持つてひとつ議論をしてみたいと思ひます。そういうことで、大臣のほうもあんまり総理の言うことばかりを信じないで、あなた自らの御研究、特に人事院総裁はやつてもらいたいと思ひます。

いろいろ今度資料を私要求したいと思ひます。たとえば分配率の問題なんかを見ましても、生産された、それが企業と労働者とで分配がどうなつておるか、イギリス、アメリカはおそらく六割、七割という高額が労働者賃金に入つておる。日本はいま三〇%くらいでしよう。三二%かそこら。そうすると、生産性は向上したというけれども、すでにこの配分率一つ考へても、

経営者のほうだけに多くする。そうして、資本の蓄積ということ、片寄つた国民所得が出てきておる。それを全部総平均して、日本人の生活は非常によくなつたという、これらの数字について、この次に明らかにしたいと思ひますので、総裁のほうも十分準備をしておいていただきたいと思ひます。

以上、希望を申し上げまして、時間がありませぬので、これで私の質問を終わります。

○網島委員長 石橋君。

○石橋委員 最後に一点だけ、駐留軍労働者の給与のベイスアップ、これの実施期日についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

担当大臣にはあとでお答え願ふことにして、直接軍と交渉をしておられる防衛施設庁長官にまずお尋ねをしたいと思います。駐留軍の労働者の給与は、従来から公務員の給与に準じた扱いを受けておつたわけであり、本年からは完全に公務員の給与体系がそのまま駐留軍の労働者にも及ぼされておる。こういうふうな関係にあるわけですから、問題はこのベイスアップの実施期日です。国家公務員の立場からいまして、せつかく人事院が五月実施を勧告しているにもかかわらず、これを十月実施しようということで、公務員諸君に犠牲をしておるわけでありませんが、こういうことで消費者物価の値上がりにも対応できない、五月から実施しても対応できないのではないかと私は見ておるわけであり、これを十月にずらすことによつて、もう完全に物価の上昇に追いつけないようなベイスアップになつておる、このよ

うに思うわけです。この点、非常に不満に感ずるゆえに、いまま山内委員からいろいろお尋ねがあったわけでありますが、駐留軍労働者となると、さらにこの実施期日がずらされてしまう、まことに下都合だと思われたいわけでありませぬ。昨年、担当大臣は対軍折衝の中でせひせめて公務員並みの実施期日を確保したいという要求をしておりながら、これができませんでした。ことしもまたそういうことになると、たいへんな影響を及ぼしてまいらるわけでございますが、現在までの対軍折衝の経過と今後の腹つもりを、ひとつ長官からまず聞いておきたいと思われたいわけす。

○小野政府委員 たいだいまのお尋ねでございますが、駐留軍労働者のベースアップの適用時期という問題は、かねてから懸案であったことは御説のとおりでございます。年々これが改定について努力してきたわけでございますが、まだ思うような結果が得られませんが、まことに残念に思っておりませぬ。本年の対軍交渉につきましても、最重点の一つとして鋭意折衝中でございますが、まだ見通しを申し上げる段階にきておりませぬ。ただ、何と申しましたも、私どもと軍当局者の調印ができた日以降ということになっていくわけでありませぬから、まことに遺憾なことでありませぬ、何と申しても早く決定することが一つの問題でございます。こちらのたいだいま御審議をいただいております公務員関係の給与改定につきましても、お尋ねの通りでございますが、米軍側と見解は一致いたしております。たいだいま御

望のありました、せめて公務員並みに扱おうということについて米軍に強く申し入れをし、折衝を続けておる。その見通しにつきましては、いま申し上げるわけにはまいらない、こういうことでございます。御了承願います。

○石橋委員 公務員の諸君の場合には、十月一日から実施ということになると、自然的に、その間退職した人たかも、これは適用を受けるわけですが、しかし実際には、公務員の諸君が年度の途中で退職するというような場合は、必ずかたんです。これに比べると、駐留軍労働者は非常に不安定な職場に働いておって、しょっちゅうさみだれに整理が行なわれておる。

まず最初にお尋ねしておきたいのですけれども、この十月から現在までにどの程度の整理が出ておるのかということす。

○小野政府委員 お答えします。正確な数字は持っておりませぬ、恐縮でございますが、大月百名前後と踏んでおります。十月、十一月、十二月で二百数十名、概数でございますが、そのように考えております。

○石橋委員 労働部長も見えておられるようですが、そんなものですか。

○藤本説明員 たいだいま長官からお答えのございました整理数は、そのとおりでございます。ただ、定年解雇による退職予定者があります。これは約三百名でございます。

○石橋委員 両方合わせて大体五百人くらいになるのではないかと申すので、その程度の人数の者に対して、週及してやれないというふうなことは、あまりにも情けないと思われたいわけすけれども、大臣お見えですから、大臣に決意のほどを私はお尋ねしておきたいと思われたい。お話を聞いておると思われたい。駐留軍労働者のベースアップ適用の期日です。公務員は十月一日ということにきまれば、十月一日にさかのぼって、かりに退職をしておる人たちでも、その恩典にあずかるわけですが、駐留軍の労働者はこの恩典にあずからないということに、昨年の場合合なっております。ことしの場合もまたそういうふうなことになる、非常に問題は大きいわけす。人数にしましても、いま合わせてもせいぜい五百人ということでありませぬから、これはひとつ異常な決意を持って、何とか公務員並みの実施期日を確保するよう、一段と施設庁長官を督促していただくのはもちろんでございますが、どうしても米軍が聞かないような場合には、公務員並みの待遇をちとともたらうように、ひとつ決意を新たにしたいだきたいと思われたい、いかがですか。

○福田(篤)國務大臣 御指摘の問題については、私は当然筋の通ったわがほうの要望だと考えております。したがって、いま施設庁長官を督促しまして、ぜひわがほうの要求をのむように、米側と折衝されておるわけでありませぬ。近く回答がくるはずであります。回答次第によりましては、私みずから米側を説得に当たる考えでございます。

○綱島委員 受田委員。

○受田委員 一問だけお尋ねをしておきます。

きのうお尋ね申し上げた問題点について、政府に資料をお願いしたので、ここへ出されておる三つの給与関係法案について、上に厚く下に薄いよ

うな現象を取り上げてお尋ねして、これに対する具体的な算定基礎を御要求申し上げた。いまここに資料が出ておりますが、もう少し早く拝見すると、大体見当がついたのたのでございませぬ、この特別職と一般職と防衛庁職員、その中で、事務次官を十六万円とする案が出ております。そしてこれは次官に對する限られた号俸が規定されておるのであります。さらに、國務大臣三十万円、総理大臣四十万円というものが、特別職の法案に出ております。これは給与の低い、一万五百円の行政職(イ)の最下位の給与、及び行政職(ロ)の最下位の給与などに比較すると、著しく上部が上昇している。国民感情の上からも、勤務意欲を若い人に持たせる上からも、問題がある。もつと下を優遇して上を押える手はなかつたか、こういうお尋ねをしたわけす。このたび思い切って特別職の上を下げ、一般職の次官と、大学の特定の総長を十七万円と十八万円、こういう御措置をおとりになつておるし、これに伴って最高裁の長官及び最高裁の判事を——これは法律委員会にかかつていて、比較検討するのの便利が悪いけれども、ここで一括審査をするほうが妥当であります。そういうふうな、特定のごく一部の管理職の皆さんを優遇して、初任給もこのたび措置されておるが、それはほんのズブメの涙であるということをお考えたときに、國全体の給与体系をもつと適切妥当にする基本的な御研究が願えなかつたものか。総理大臣が十四万円も引き上げられてくる。これは明らかに五割増し以上の引き上げでありませぬ。これによって波及する他の高級公務員、及び一般民間の大企業の高役

等へのはね返りというふうなことも、当然予想されることであつて、上厚下薄の思想が至るところに波及するおそれがあります。民間給与が先か、公務員給与が先かという議論にもなつてくるわけす。人事院としては、これだけ特別の管理職の皆さんに高い給与が支給されるような法案が出されたことには、一応の懸念があるかと私は思うのです。人事院の勧告されたものに、政府が独自の見解として、次官十六万円とか、あるいは大学の総長十八万円、十七万円とかをつけておられるのであります。政治的配慮で、人事院勧告にないものをこれに結びつけておられる。こういう点につきまして、政府として、上厚下薄の思想を啓蒙するおそれのあるような改定をされたらわれを、もう一度この資料に基づいて伺いたいのであります。

○大橋國務大臣 この事務次官の十六万円というのは、これは特に政府がつけ加えたわけではございませぬ。一般職につきましては、勧告どおりということでございます。

○受田委員 その点はそうす。人事院にちよつと伺いますが、大学の総長は、前の文部省から出された法案になぞらえるような案がここに出ておるわけす。それと、事務次官をそれにくつつけておられるわけですが、これは大学の総長の任免特別法を参考にしたのか、あるいは独自の見解でお出しになったのか、御答弁を願います。

○佐藤(運)政府委員 たいだいまのお話の七大学の学長については、まさに前に文部省方面の法案があつて御審議になつた。その節、人事院は何

等へのはね返りというふうなことも、当然予想されることであつて、上厚下薄の思想が至るところに波及するおそれがあります。民間給与が先か、公務員給与が先かという議論にもなつてくるわけす。人事院としては、これだけ特別の管理職の皆さんに高い給与が支給されるような法案が出されたことには、一応の懸念があるかと私は思うのです。人事院の勧告されたものに、政府が独自の見解として、次官十六万円とか、あるいは大学の総長十八万円、十七万円とかをつけておられるのであります。政治的配慮で、人事院勧告にないものをこれに結びつけておられる。こういう点につきまして、政府として、上厚下薄の思想を啓蒙するおそれのあるような改定をされたらわれを、もう一度この資料に基づいて伺いたいのであります。

○大橋國務大臣 この事務次官の十六万円というのは、これは特に政府がつけ加えたわけではございませぬ。一般職につきましては、勧告どおりということでございます。

○受田委員 その点はそうす。人事院にちよつと伺いますが、大学の総長は、前の文部省から出された法案になぞらえるような案がここに出ておるわけす。それと、事務次官をそれにくつつけておられるわけですが、これは大学の総長の任免特別法を参考にしたのか、あるいは独自の見解でお出しになったのか、御答弁を願います。



をくずすかという御批判があつたわけでありませう。そういうことと今回のわれわれの勧告とは、実は直接の関係はないのであります。私どもの考え方の出発は、むしろ、この事務次官というような官職を考へて、これが国務大臣を補佐する行政部門としては最高の官職であるというふうな点から見まして、その職務と責任を評価してみますという、今日の従来の給与は少しも低過ぎるのじやないか。また、民間の上級管理者の給与の実情等を考へても、これは低いというわけで、一等給の中の八号俸、九号俸ととまっておりますところを延ばしまして、別の官職指定の形で特号俸というものを設けて、十六万円という数を出したわけです。今日十六万円という数を特号俸として出したことから、給与体系も変わつてまいりました。扶養手当などは今度はそれに給与しないというふうなことはございませうが、要するに、そういう観点から事務次官等の給与を特定したわけので、そこで今度は従来の東京、京都などの七大学の学長を見ますと、これは実際の運用におきまして事務次官などよりも高く評価されておるといふようなことから推していきまして、十八万、十七万という数字が出たわけです。昨年の数字とはちよつと違つておりますけれども、われわれはそつちのほうから推していった結果、これが合理的な数字であり、したがって、昨年のまる写しではないわけでありませう。

○受田委員 事務次官を十六万円という数字に持つていかれた、その十六万円という算定基礎は何ですか。

○佐藤(達)政府委員 これはただいまこういうのを配りしてありますので、これを参考に算定をしたというわけでございます。

○受田委員 これは私理解ができない点があるわけですね。事務次官の十六万、大学の十八万、そして今度は特別職の四十万、三十万、二十二万、これは外国の例なども徴してということではありましたが、かちり五割増の総理の給与、十六万の次官の給与、こういうものが一般低級の給与者に与える悪感情というものがどのようにかねばならぬのか、一挙に五割増しというふうな賃金というものは、国民感情の上においても問題があるわけですね。この資料では、四十万という数字が日本の国情に応じて出てこないんじやありませんか。三公社、開銀総裁などの給与と比較されての議論は成り立たぬわけですね。こういうものが間違つておる。そういう点から、少なくとも民間の給与の重役クラスに与える影響を考へたら、また新しい上厚下薄の思想が生まれてくる、それを防止することは非常にむずかしい現段階であるかといふことを、私非常に懸念をいたします。一番低い給与をもらつてい

る一万円前後の皆さんの立場を考へたときに、もう少しこの問題は真剣に取り組んで、十分に討議をしなければならぬと思つておるのですけれども、いま一応資料を出していただいたばかりでありますから、研究を続けさせていただきます。

○佐藤(達)政府委員 これに關連して、最後の問題ですが、住宅手当の実情を伺つたところが、

いま資料が出ております。これを見ると上級者に対する住居安定度と、中下級者に対する安定度を見ますと、上級者が非常に率がいい、中下級者は率が悪く、このことを考へると、給与の高人は住居も安定しており、低い人は生活が困難な上に、住まいも安定してないという実情が起つておるわけですね。これははつきり数字に出てきました。驚くべき差があります。ところが、私いま提案したいことは、こういう上級者には下級者よりも住居が安定しているような政策をおとりになりながら、下級者に対する住宅手当制度はまだ創設されておらない。むしろ、いま生活の根拠は住まいなのでございませうが、人事院としては、住宅手当制度を創設して、この中下級者の住まいによる大きな不安を解消する熱意を持つておられるかどうか。それから政府は、たとえ人事院が住宅手当制度を勧告してなくても、政治的見解から、政策的な措置から、住宅手当というものを創設して、法案を出しになるという雅量を示してもらいたかつたが、何らそれに触れておらぬ。住宅問題は、いま公務員が一番重大な生活問題でありませう。これに対する両当局の御見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 まず人事院から先に申し上げますが、いま御指摘の問題点は、私どももまことに重大な問題として、今回の勧告にあたりましては、特に苦心苦慮いたしましたところでございます。しかしながら、その住宅手当というふうな形で新しい制度を創設いたしますについては、それは民間の

実情も一応調べてはみましたけれども、なかなか根本的にむずかしい問題でありませう。そしてまた、かりに手当を創設いたしましたとしても、七・五という苦しいワケ内の操作としては、その辺からまたむずかしい問題があるわけでございます。われわれとしては、きわめて遺憾でありますけれども、まだそれに対する結論を得ないままに今日に及んでおります。なおその点については十分検討を進めてまいりたいと思ひますが、一方においては、やはり直接宿舍の完備ということも私は重要なことだと思ひます。この点につきましても、あわせてこの勧告の際に、関係当局の大臣、要するに政府側に対して、その辺の施設の充実ということも強く要望してあるのでございませうが、それらの点も勘案しつつ、何とかこれは適当な打開策を講じていきたいと努力をしております。

○大橋国務大臣 住宅手当をつけるかどうかという問題でございますが、政府といたしましては、国家公務員法の現在のたてまえから考へまして、人事院におきましてこれについての勧告が将来行なわれるような場合におきましては、十分考慮すべき事柄だと思ひしております。しかし、いづれにいたしましても、さしあたりの措置といたしましては、国家公務員の住宅の建設を進めていくということが大切なことだと思つております。

○受田委員 大臣、あなたの御見解で問題が一つある。人事院が勧告しないからやらないのだというふうな筋合いのものでなくて、いま私が指摘したのは、政策的に公務員の住宅政策を表面に押し出す意味で、公営住宅が完備す

る過程において、住宅手当を支給して、薄給の職員を救済するという政策的親心がないかということ、政府自身が、人事院勧告がなくても、政策的見地からこういう案を出しになつてもいいのじやないかと私は思ふのです。そのことをお答えになつておりませう。

それから公営住宅の、公社の住宅計画は、具体的にどのような構想を持つておられるか、その点も伺いたいと思ひます。

○大橋国務大臣 住宅手当につきましては、政府部内でもいろいろ論議をされることもあるのでございませうが、政府といたしましては、この問題は、やはり一連の給与の内容をなす一つのものと考へまして、特に政策的に人事院の勧告を待たずに処理しようという考えは、ただいまのところ持つておりませう。

なお、住宅の建築につきましては、できるだけふやしたいという考へで進んでおります。

○綱島委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○綱島委員長 これより三法律案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありませんので、これを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 私は、いま審議いたしました一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案外二件に對して、反対の態度を表明いたしたいと思ひます。本會議で申し上げたいので、ごく簡単に申し上げてみたいと

九

思います。

まず、私は、反対理由を申し上げる前に、人事院の職務、性格、なお勧告をされた場合に、国会、内閣がこれにいかん尊重すべきであるかという点について、最初に触れてみたいと思いま

人事院の公務員の給与に対する取り組み方というものは、国家公務員法の二十八条に示されておりますように、五割以上の格差の生じたような場合に、特に勧告をするという内容の精神になつておられますので、そういうような考え方の上立って今日まで勧告が出されてきております。ところが、私は、勧告の内容そのものにつきましても大きな疑念を持ち、不満を抱いておられるような次第でございます。それはなぜかと申しますれば、従来からの勧告を見ますと、今回の勧告を含めてきわめて作務的、政治的な含みを持った勧告がされているというところでございます。しかも、その政治的な含みによつて勧告された勧告すらも政府は認めないという態度につきましては、非常に不満を抱いておられるような次第でございます。したがって、私もは国会議員として、国会に勧告をされた以上、この問題に対しては真剣な取り組み方をして、結論を出してやらなければならぬと思つておられます。現在出されておるところの六・七割という数字が、一つの理論づけによつて出されておられますから、まず六・七割というものが妥当であるというように考えてみましても、五月実施というものが十月実施に延ばされることにおいて、実質的には四割のペースアップよりしてもらえぬのだということに相

るわけでございます。したがって、公務員法の二十八条にいうところの五割という基準を立てておられますことは、少なくとも人事院の勧告したもの、一年を通じて官民の格差が五割以下では絶対にあつてはならない、こういう精神が含まれておることでございます。それを十月実施にしておることによつて、それを下回る四割になつておるといふことは、国会としては認めるわけにはいきません。したがつて、私もは、まずこの五月実施を十月実施に延ばしたということに對して非常に不満の意を表し、この点について大きな反対の気持ちを持つておるわけでございます。昨日の質問にも申しましたように、万が一昭和三十八年度の予算でどうしても補正予算化をすることができないような場合には、昭和三十九年度の予算の中に組み込んで人事院の勧告を守つて五月から実施をし、週及精算をしてやるべきである、こういうふうに申し上げたのでござ

います。したがって、全くそのとおりでございます。将来民間の企業は、物価の上昇率が横ばいになりましたも、上昇になりましても、現在の低賃金の状態からいいますと、賃金引き上げはございませぬ。そのときには五割以上の格差は必ずありますので、人事院の勧告もあるうと思つておられます。そこで私は、特に国会の審議としてまじめに取り組んでいかなければならぬと思つておられます。物価の横ばいの際の賃上げの場合、それから非常に物価が上昇して生活に困つておるといふ、この状態の中において出された人事院の勧告をおお値切るといふ、こういう国会の態度であつてはならないと思

ます。したがつて、そういう意味におきまして、私は、まず第一に反対の態度を表明したいと思つておられます。それから人事院の出されたところのパーセンテージそのものも、きわめて作務的、欺瞞的なものがございます。私はこれは妥当なものとは考えておりませぬ。と申しますのは、少なくとも国家公務員の場合は、民間企業の五十人以上という中小企業を含めた事業場を対象に格差を比較対照されるということが、私は間違つておると思

います。その証拠には、昨日も申し上げたように、公務員の賃金が非常に低いということと労働条件が悪いということから、せつかく国家公務員の上級なり中級、初級試験に合格した者が、半数以下しか役所に入らない、民間に引き抜かれておるといふ、この状態を考へてみましたときに、私がたゞいま申しましたところの裏づけを証明できると思つておられます。将来の日本の公務員が国民のほんとうにまじめな奉仕者として、能率を十分に發揮し得るような環境をつくらなければならない、今日出されておられるああいふ勧告の基礎の出し方についても研究してもらわなければなりませんし、少なくとも勧告をされたものを完全に実施されるのが当然のことであると思つておられます。したがつて、私は、この政府案に對しましては、非常に不満の意を表しまして、日本社会党を代表しての反対のことばをいたしたいと思つておられます。

○網島委員長 次に受田委員。

○受田委員 私は、民社党を代表して、いま提案されておる三つの給与法案に反対の意思表示をいたします。その第一点は、われわれは人事院という機関の存在を十分確認しておりま

すし、そこで、一応事務関係で綿密な調査がされ、民間給与との関係により十分の検討が加えられて、勧告がされておる。その勧告された部分の実施期については五カ月もずれておるといふことは、これは人事院の勧告を尊重したとは言えないという重大な問題点であります。この解決が過去四回において全然されないままで、このたびもまたうやむやのうちにこれを通そうとされることは、非常に重大な欠陥があることと、また、政府与党の方も、国会へも勧告されておるのでありますから、政府が法案を出しにしないとするならば、国会でこれを修正して人事院の勧告を尊重するという国会側の責任があつたのであります。与党の皆さんも御努力足らずして政府に追隨しておられる。これまたはなはだ国会側の責任として、与党の皆さんに十分考え直してもらわなければならない問題だと思つておられます。

の給与が実施されるわけでは、一般公務員の給与比率を考へてみたときに、イギリス、フランス、西ドイツなどと比較したならば非常に大きな開きがあるのに、総理の給与だけはこれらの西

欧の国々とほとんど違わぬ給与を出すような、こういうばからしいことはあり得ないこととす。また、政府関係機関、民間給与との比較もされるということでございますが、三公社、開銀総裁などの給与、民間企業役員（規模三千人以上）の給与を比べてみますと、三千人以上の規模の民間企業の役員が三十一万である。これを考へたときに、今度勧告された内容を見ても、五十人以上という人数の少ない企業を對象にして、低額の給与者の給与がきまつておる。総理や国務大臣は、その三千人以上の規模の一番らしい人の給与と比べても、大幅に上回る新しい給与を設定している。これは明らかに比較対象を無視した独断的な考え方で、政治的な給与というものがここにきまつたと思つておられます。これは、その政治的な給与というものが本質を逸脱するような形で行なわれているということに問題がある。比較論からいつても、非常にここで大きなアンバランスを生じた。こういうことを考へて、特

是正するところの基本線が要ると思  
います。

こういう問題を二つ取り上げまし  
て、今回の給与法は三法ともわれわれ  
の立場からする基本線を逸脱している  
という点において、反対せざるを得な  
いということをお願いして、討論を終  
わります。

○綱島委員長 これにて討論は終了し  
ました。

これより採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する  
法律の一部を改正する法律案について  
採決を行ないます。

これに賛成の諸君の御起立をお願い  
いたします。

〔賛成者起立〕

○綱島委員長 起立多数。よって、本  
案は原案のとおり可決すべきものと決  
しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改  
正する法律案について採決をいたしま  
す。

これに賛成の諸君の起立を求めま  
す。

〔賛成者起立〕

○綱島委員長 起立多数。よって、本  
案は原案のとおり可決すべきものと決  
しました。

次に、特別職の職員の給与に関する  
法律の一部を改正する法律案について  
採決をいたします。

これに賛成のお方の御起立を求めま  
す。

〔賛成者起立〕

○綱島委員長 起立多数。よって、本  
案は原案のとおり可決すべきものと決  
しました。

ただいま議決いたしました三法案に

関する委員会報告書の作成等につきま  
しては、委員長に御一任をお願いいた  
したいと存じますが、これに御異議は  
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、そのとおり決しました。  
次会は公報をもってお知らせいたし  
ます。

本日はこれにて散会いたします。  
午後一時十五分散会

〔参照〕

一般職の職員の給与に関する法律の  
一部を改正する法律案（内閣提出第  
一号）に関する報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する  
法律案（内閣提出第二号）に関する  
報告書

特別職の職員の給与に関する法律の  
一部を改正する法律案（内閣提出第  
五号）に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

内閣委員会議録第一号中正誤

ページ 段 行 誤 正  
一五 三 六 等の一部の一部

昭和三十八年十二月二十日印刷

昭和三十八年十二月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局